

118 民法及び商法に関する貴族院建議〔明治二十四年二月〕

也
(注記1)
別紙建議書本院ニ於テ議決候ニ付憲法第四十条ニ依リ及呈出候

明治二十四年二月十四日

貴族院議長伯爵 伊藤博文 印

(注記2)
内閣総理大臣伯爵 山縣有朋殿

(注記3)
〔表紙〕

民法及商法ニ関スル建議書

民法及商法ニ関スル建議書

曩ニ本院ニ於テ商法延期ノ議決ヲ為シタルモノハ唯タ其ノ施行期限ノ急迫セルヲ不可トスルニ止マラス該法ニ規定スル所往々民情ニ違ヒ習慣ニ背キ法文難渋ニシテ意義明晰ヲ欠キ不備欠典尠カラサルヲ以テ先ツ其ノ施行ヲ延期シ其ノ期限ニ到ルマテノ間ニ於テ再ヒ審査ヲ經大ニ修補ヲ加ヘントスルヲ以テ延期ノ主眼トシタルハ載セテ當時ノ議事筆記ニ詳カナリ而シテ今ヤ既ニ兩院ノ議決ヲ裁可セラレ其ノ施行期限ヲ延期セラレタルヲ以テ一日モ速ニ特別審査委員ヲ設ケサルヘカラス然ルニ商法ハ民法

ノ特別法ナルカ故ニ勢ヒ民法ニ波及セサルヲ得サルハ論ヲ俟タ
 ス殊ニ民法モ亦商法ト同シク民俗習致ニ通セス不備欠典ノアル
 ハ一般法学者ノ唱道スル所ナルヲ以テ商法ヲ審査スルト同時ニ
 於テ民法ヲモ審査シ兩法相待テ完全ヲ期セサルヘカラスナリ
 然リ而シテ一院ニ於テ之ヲ審査セント欲セハ必ス継続委員ヲ設
 クルノ外方法アルコトナシト雖商法民法共ニ浩瀚ノ法典ナルヲ
 以テ之ヲ審査セントセハ其ノ委員タル者ハ院内ノ学識才芸アル
 モノヲ以テ足レリトスヘカラス法官法学家並ニ世間実歴経験ア
 ルモノヲ加ヘサルヘカラス或ハ一院ニ於テ審査スルヲ得サレハ
 宜シク兩院ノ継続委員ヲ聯結シ以テ審査ヲ担理セシムヘシト説
 クモノアリト雖議會ハ単ニ院内ヲ限り苟モ院外ノ人タルニ於テ
 ハ何等ノ名家有識モ之ニ加フル能ハサルノミナラス此ノ如キ場
 合ニ於テ兩院聯結スルハ議院法ノ許サ、ル所ナリ殊ニ商法ヲ審
 査スルト同時ニ於テ相並立シテ始テ完全ヲ得ルノ民法ヲモ審査
 セサルヘカラストセハ其ノ事業ヨリ論スルモ又其ノ規則上ヨリ
 考フルモ商法ノ審査ハ決シテ議會ノ専ラ担任スヘキ事業ニ非サ
 ルヘキナリ且其ノ施行期限ハ僅ニ二年ノ後ナルヲ以テ^(加筆)〔其ノ〕実
^(抹消)〔施〕ニ支障ナキノ時限ニ於テ審査ヲ了ヘ而シテ其ノ結果ニ
 由リテ必要ナル修補ヲ施サシメサルヘカラス以テ到底議會
 ニ於テ企及スヘカラスノ事業タルハ瞭々タリ是ヲ以テ本院ハ
 審査ノ業ヲ以テ之ヲ政府ニ担任セシメ政府ノ事業トシテ特ニ審
 査委員ヲ設置セラレンコトヲ冀望ス

審査委員ハ内閣ニ置カル、モ又ハ司法省ニ設ケラル、モ一ニ政
 府ノ撰択スル所ニ任スヘシト雖其ノ何等ノ人ヲ以テ委員ヲ組織

スヘキヤニ付テハ予メ政府ノ注意ヲ請ハサルヘカラス
 一、兩院議員中ヨリ一個人ノ資格ヲ以テ勅選スヘシ 二、法官
 三、帝国大学ノ教員 四、商法會議所ノ會員ヲモ勅選シテ之ニ
 加フヘシ殊ニ商法ニ付テハ商法會議所會員ノ如キ實際経験家ノ
 説ヲ參酌セサルヘカラスノ要アリ夫レ此ノ如キ完全ナル組織
 ニ係ル委員ヲシテ審査セシムルトキハ初メテ法文明晰習慣民情
 ニ適應シタル至良ノ法典ヲ得ヘキナリ蓋兩院大多數ヲ以テ延期
 ヲ議決シタルノ主意目的此ニ存スルヲ以テ本院特ニ審査委員ヲ
 政府部内ニ設ケ兩法施行期限ニ支障ナキノ時限ニ於テ審査セシ
 メラレンコトヲ茲ニ建議ス

明治二十四年二月十四日

(注記4)

貴族院建議民法及商法ニ関スル件
 右謹テ御覽ニ供ス

明治廿四年四月廿五日
 内閣總理大臣伯爵 山縣有朋 花押

(注記5)
 明治廿四年四月十四日

内閣總理大臣代 (西郷) ①
 外務大臣 (松方) ①
 大藏大臣 (西郷) ①
 海軍大臣 (樺山) ①
 文部大臣 (周布) ①
 通信大臣花押 (後藤) ①
 陸軍大臣花押 (大山) ①
 司法大臣花押 (山田) ①
 農商務大臣花押 (陸奥) ①
 大木議長花押 (山田) ①

[下札1]

別紙貴族院建議民法商法ニ関スル件ヲ審査スルニ建議ノ要点ハ民法商法ニ規定スル所往々民情ニ違ヒ習慣ニ背キ法文難渋ニシテ意義明晰ヲ欠キ不備欠典鈔カラサルヲ以テ兩法施行期限前政府ニ於テ兩院議員法官帝國大学教授商業會議所員ノ中ヲ以テ審査委員ヲ設ケ更ニ之ヲ調査セシメンコトヲ請フニ在リ

右建議ノ旨趣ニ依レハ民法商法ニ異議ヲ容ル、所個々ノ場合ヲ指スニ非スシテ其全体ヲ攻撃スルモノナリ其委員ニ委任スルノ条件モ定マラス漠然再審ヲ請フニ止マリ之方為メニ設立スル委員ハ無制限ノ意見ヲ以テ自由ニ之ヲ修正スルヲ得ヘシ此ノ如キ修正委員ハ編纂委員ト殆ント異ナル所ナク之ヲ今日ヨリ二十六年一月一日前僅ニ一歳半ノ事業トシテハ人ノ能ク為シ得ヘキコトニ非ス此ノ如キ短日月ノ間ニ此ノ如キ大事業ニ着手スルモ

班々帰一ヲ失ナフ龍頭蛇尾ノ修正ヲ為ス歟其事業未タ半ナラスシテ施行期限ヲ經過スル歟必ス其一ニ居ラン加之政府ハ既ニ完全ノ編纂トシテ兩法ヲ發布シタリ之ヲ非議スルモノ一モ場合合ヲ掲ケテ其非ヲ指摘スルモノナク政府亦其非ノ何処ニ在ルヤヲ認メスシテ漫ニ委員ヲ設ケテ再調査ヲ為サシムルハ自家撞着ノ処置ト謂フヘキノミ」

右ノ理由ナルヲ以テ政府ハ更ニ其非ヲ明白ニ指摘スル歟又ハ実施ノ後實際ニ害アル点ヲ発見シタル歟ヲ待チテ徐ニ改正ヲ為スコトニ決意シ右建議ハ採用不相成方可然ト信認ス

(注記一)

〔抹消〕
〔(仮)四〕

(注記2)

〔一〕(簿冊内件名番号)

(注記3)

〔乙六〕

(注記4)

〔濟〕

(注記5)

〔貴乙六〕/〔抹消〕〔(仮)四〕/法制局^二第三号

(下札1)

「凡法律ハ永世ニ亘リテ之ヲ設定スベキニ非ス又其基本ノ主義タル所謂 Laws shall be the spirit of time タラザル可ラス故ニ既成ノ法律ヲ執行シ他日ニ至リテ其不完全ナル條款ヲ改正スル方可然存候
周藏 花押」

(下札2)

「法律改正ノ我邦ニ必要ナルハ多弁ヲ待ズ故ニ数十年審査討議ノ末今日頒布ノ結果ニ到リタルモ政府豈其信スル所ナクシテ然ラン乎唯飯スニ実施ノ月日ヲ以テセシハ之ガ準備ヲ為サシムルニアルノミ然ルニ未タ実施ニ至ラズ再ヒ調査セント云ガ如キハ空論中最モ甚シキモノト謂ハザル可カラス法律ハ実地ニ就テ完全ストハ泰西立法家ノ確言原則ナレハ今日頒布ノ法律ハ後來実施ニ就キ其得失ヲ驗シ以テ之ヲ改正スルニ非レバ決シテ其當ヲ得ヘカラス而シテ亦晚ニ非サルナリ
故ニ委員設置ノ無用ナルノミナラス其非ヲ指摘セシメテ以テ更ニ具申セシムルノ必要ヲモ知ラザルナリ(或ハ恐ル支蔓事ヲ滋セシムル) 花押」

〔明治廿四年 公文雜纂 帝國議會〕
貴族院衆議院 卅一 2A, 13, 227